

令和五年十二月二十二日受領
答弁第一四〇号

内閣衆質二二二第一四〇号

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員中谷一馬君提出自民党派閥の政治資金パーティーにおける裏金疑惑に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出自民党派閥の政治資金パーティーにおける裏金疑惑に関する質問に対する
答弁書

一、二及び五について

お尋ねについては、特定の政治団体の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、政府としては、政治資金については、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。

三及び六について

政治資金パーティーを含め、政治資金制度の在り方については、政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であるため、各党各会派において御議論いただくべき問題と考えている。

四について

お尋ねについては、自由民主党総裁としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

七について

お尋ねは、こやり国土交通大臣政務官及び松本防衛大臣政務官個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、政府としては、政治資金については、政治資金規正法の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。また、両大臣政務官は、政治資金収支報告書について誤りがあつたとして既に訂正を行ったものと承知しており、政府の一員として、その職責を全うしていくものと考えている。

人について

お尋ねについては、令和五年十二月六日の衆議院外務委員会において、上川外務大臣が「個々の政治団体、派閥云々の話がございましたので、その活動についての関連する御質問という意味で、政府の立場としてお答えすることは差し控えるという立場でこの場に臨ませていただいている、そういう趣旨でございます。」、「この場につきましては、外務大臣としての立場で答弁をさせていただくというのが原則である」と私は思っております、その意味で、今申し上げたようなことを繰り返し申し上げているところでございます。そうした使命感を持って私も臨ませていただいております」等と答弁しているとおりである。その上で、各国務大臣個人の政治活動に関するお尋ねについて、政府としてお答えする立場にないが、いずれ

にせよ、政府としては、政治資金については、政治資金規正法の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。

九について

お尋ねについては、岸田内閣総理大臣個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

十について

御指摘の報道については承知しているが、お尋ねについては、各国務大臣個人の政治活動に関することであり、また、捜査機関の活動内容に関わる事柄であることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、政治資金については、政治資金規正法の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。

十一の1及び2について

お尋ねについては、令和五年十二月十四日の記者会見において、松野内閣官房長官（当時）が「これまでも申し上げてきましたとおり、派閥において事実確認がなされている最中であり、また、報道によれば、

派閥の政治資金の取扱いについて、刑事告発がなされ、それに関連して捜査が行われているものと承知しており、私の政治団体についても精査をした上で、適切に判断をしていきたいと考えております。」と述べたものと承知している。

十一の3について

お尋ねについては、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にない。

十一の4及び5について

お尋ねの「仮に本件が事実で問題が発覚した場合」については、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。また、各国务大臣個人の政治活動に関するお尋ねについて、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、政府としては、政治資金については、政治資金規正法の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。なお、松野前内閣官房長官については、令和五年十二月十四日付けで同人から辞任の申出があり、同日付けで辞任している。

十二について

お尋ねについては、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にない。